

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、六八四人
鳴門	一六、二九五入
小松島・勝浦	一一、七〇九入
阿南	二〇、三七六入
吉野川	一一、六二八入
阿波	一〇、五四五入
美馬	一〇、八〇六入
三好第一	七、四二七入
名西	八、七九五入
那賀	二、四二六入
海部	五、八二六入
板野	二七、二二六入
三好第二	四、〇二九入